

宮崎県水産物ブランド推進委員会設置要綱

令和7年3月24日

(設置)

第1条 本県の特徴ある優れた水産物を県産ブランドとして戦略的・重点的にPRすることにより、消費者の認知・信頼を高め、県内外における消費拡大及び魚価向上を図るとともに、本県水産業の振興に資するために、宮崎県水産物のブランド品の認証及び管理を行う組織として、宮崎県水産物ブランド推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- (1) 宮崎県水産物ブランド品の認証審査に関すること
- (2) 宮崎県水産物ブランド認証品の管理に関すること
- (3) その他、宮崎県水産物ブランド認証の制度を推進するために必要な事項に関すること

(認証管理)

第3条 宮崎県水産物ブランド品の認証及び管理については、別紙「宮崎県水産物ブランド認証管理実施要領」により行う。

(組織)

第4条 推進委員会の委員長及び委員は、別表1のとおりとする。

(庶務)

第5条 委員会の事務及び庶務は、宮崎県漁業協同組合連合会、宮崎県漁港漁場協会（以下「協会」という。）事務局において処理する。

(会計等)

第6条 委員会の開催に係る旅費等は、協会の規定に準じる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和7年3月24日から施行する。
2. 宮崎県水産物ブランド認証事業実施要領（平成14年8月5日 いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会定め）は廃止する。
3. 宮崎県水産物ブランド審査検討会設置要領（平成20年7月30日 いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会定め）は廃止する。
4. 宮崎県水産物ブランド認証管理部会設置要綱（平成27年9月7日 宮崎のさかなビジネス拡大協議会定め）は廃止する。

別表 1

機 関・団 体 名	役 職 名	備 考
宮崎県漁業協同組合連合会	会長	委員長(水産団体)
一般財団法人宮崎県水産振興協会	理事長	水産団体
宮崎県漁港漁場協会	会長	水産団体
宮崎県おさかな普及協議会連合会	会長	流通団体
宮崎県農政水産部水産局	局長	行政
宮崎県農政水産部水産局 水産政策課	課長	行政
宮崎県農政水産部水産局 漁業管理課	課長	行政
宮崎県水産試験場	場長	試験研究機関